

会 議 結 果 報 告 書

- | | | | | | |
|---|--------|---------------------|----|-----|----|
| 1 | 定例会 | | | | |
| 2 | 開会日時 | 令和6年9月24日（火）午後1時02分 | | | |
| 3 | 閉会日時 | 令和6年9月24日（火）午後1時37分 | | | |
| 4 | 出席者 | 教育長
教育委員 4人 計5人 | | | |
| 5 | 議決等の状況 | 原案可決 | 3件 | 承認 | 1件 |
| | | 一部修正可決 | 0件 | 同意 | 0件 |
| | | 継続審議 | 0件 | その他 | 1件 |
| 6 | 議事録 | 別添のとおり | | | |

教育委員会定例会議事録

1 会議年月日 令和6年9月24日（火）

2 招集の場所 府中小学校

3 出席者

教育長	新田 憲章
委員	上之園 公子
委員	神原 謙治
委員	松本 真奈美
委員	玉井 節夫

計 5人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【会議等】

- ・ 8月21日（水） 総務文教委員会
- ・ 8月22日（木）～23日（金） 中国五県町村教育長研究大会
- ・ 9月 2日（月） 令和6年第4回府中町議会定例会

【学校教育関係】

- ・ 8月28日（水） 府中町教職員研究大会
- ・ 児童生徒の活躍
- ・ 修学旅行及び野外活動

日程第3 報告第3号 代理行為の承認について「付議事件に関する意見聴取について」

日程第4 報告第4号 専決処分の報告について「教育委員会の職員の人事に関することについて」

日程第5 第12号議案 府中町生涯学習センター条例施行規則の一部改正について

日程第6 第13号議案 令和5年度教育委員会事務点検・評価報告書について

日程第7 第14号議案 府中町社会教育委員の委嘱の解除及び委嘱について

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	増田 康洋	教育総務課長	宍田 貴
学校教育課長	藤永 政己	社会教育課長	竹林 邦彦
社会教育課主幹	小路 和司	教育総務課課長補佐兼総務係長	升井 祐佳
教育総務課主査	信岡 久美		

6 議事の内容

(開会 午後1時02分)

教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と玉井委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

では次に参ります。

日程第2、教育長報告を議題といたします。教育長報告6件です。

先ず、会議等3件です。

1件目は、8月21日水曜日に開催されました「総務文教委員会」についてです。教育長報告として、「全国学力・学習状況調査」の結果について、放課後児童クラブの夏休みの受け入れについて、「村山聖杯将棋怪童戦」についての3件を報告しました。先ず、「全国学力・学習状況調査」の結果についてですが、教育委員会会議では先月の教育長報告で報告したところです。総務文教委員会では、特段点数には触れませんでした。が、全国平均と県平均との比較について報告しました。放課後児童クラブの夏休みの受け入れにつきましましては、新聞報道もされましたが、今年度、放課後児童クラブの夏休みのみの申し込みについて、府中小、府中南小、府中東小の3児童クラブで受け入れ可能人数を超過したことから、やむを得ず初めて、受け入れを一部お断りしたことを報告しました。来年度へ向け、指導員の増員を図るとともに、長期的には民間委託も検討したい旨を併せて報告しました。「村山聖杯将棋怪童戦」については、先月の教育委員会会議の教育長報告と同様の内容により報告を行いました。

また、学校教育に関する事務調査として、「小学校の通学服（基準服）について」が付議案件とされましたので、説明を行いました。「小学校の通学服（基準服）について」に関し、学校教育課長が報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。「小学校の通学服（基準服）について」に関し、説明いたします。

町で「基準服」や「制服」を採用するよう、今般議会に対し陳情があったことから、今回の事務調査が行われました。お手元の資料は、総務文教委員会から要求があり、提出した資料と同様のものとなります。総務文教委員会は、以下「委員会」と申します。委員会では、先ず、当該資料における3つの語句の整理をいたしました。「通学服」とは、学校の通学時に着用する服装の総称を言うこと。「基準服」とは、服の種類や色など、ある程度学校が基準となる指定を行っている形態を言い、「標準服」と表現している学校もあること。「制服」とは、学校が服を指定している形態を言うこと、としました。これらの語句は、各市町や学校で定義が異なっていることから、あくまで委員会での説明を分かりやすくするため、当該資料上でのみ仮に整理したものであるという注釈を加え、資料の説明に入りました。

それでは、1、小学校通学服に関する現状の基準です。町内各小学校における「通学服」は、各校の「生徒指導規程」で定めており、表内に当該規定を転記しています。表現の違いはあるものの、概ね「動きやすい服装」としており、特段の決まりのない、い

いわゆる私服を想定しています。なお、入学式や卒業式などの特別な行事において、色指定などを行っている学校も一部ありますが、いずれも「基準服」や「制服」は採用していません。

次に、2、県内近隣市町における基準服の導入状況です。広島市と廿日市市においては、一部の学校を除き、「基準服」を導入しています。東広島市、熊野町、坂町においては、全校、「基準服」を導入しています。海田町においては、全校、「制服」を導入しています。

委員会では資料について、以上のような説明を行いました。この度の調査で、県内近隣市町の多くの学校が、「基準服」や「制服」を導入していることを認識したという背景はありますが、仮に府中町で導入する場合、基本的には、保護者やPTAと学校の協議により成立すべきものと、教育委員会では考えている旨、委員会では申し上げました。また、現状、保護者からも、PTAからも、学校からも、要望が出されているとか、課題となっているなどの情報はない旨、併せて申し上げました。説明は以上です。

教育長

2件目は8月22日木曜日、23日金曜日の2日間、岡山県和気町で開催された「中国五県町村教育長研究大会」についてです。1日目は、島根県吉賀町、山口県上関町、広島県世羅町の教育長から研究発表があり、その後、文部科学省 災害対策企画官による文部科学省行政説明がありました。最近の教育施策の動向についての説明とともに、令和6年能登半島地震における教育再開や学校施設整備等の取組についても説明があり、大変参考となるものでした。2日目は、全国町村教育長会理事会等の報告とともに、「平安京を創った人・和気清麻呂の功績」と題した記念講演が行われました。

3件目は、9月2日月曜日に開催された「令和6年第4回府中町議会定例会」についてです。今回は1日のみの開催となりましたが、教育委員会関係の議案については、日程第3で説明します。なお、9月末を以て、上之園委員、松本委員が任期満了を迎えられることから、教育委員会委員任命の同意に係る議案が提出され、松本委員が再任、米田珠美さんが新任として議決されました。任期は令和6年10月1日から4年間となります。松本委員におかれましては、引き続きよろしくお願いいたします。上之園委員におかれましては、2期8年の長きにわたり、府中町の教育行政にご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。

続いて、学校教育関係3件です。

1件目は、8月28日水曜日に開催された「府中町教職員研究大会」についてです。ご参加いただいた委員におかれましては、ありがとうございました。詳細については学校教育課長が報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。「教職員研究大会」について報告します。

当日は、236名の教職員が参加しました。国立教育政策研究所、名誉所員の滝 充先生により、「いじめの未然防止及び組織的な対応」と題してご講演いただきました。いじめかどうか疑わしい場合でも、とにかく報告を行うことが第一であること、また、いじめの対応や手順はアップデートさせていかなければならないことなど、町としての課題に即した具体的な内容でした。その後、学校ごとに分かれ、協議の時間を設定しました。各校において、いじめの対応についての課題などを整理し、今後の方針について話し合いました。教職員のアンケート集計の結果、「いじめの疑いがある場合の対応方針について事前に保護者に周知し、組織的な対応ができる体制づくりを進めたい。」

「どんな事案でも、丁寧に話を聞いて報告することや、蹴るなど暴力事案が起きた時、その場で注意すること、故意でなくても謝罪することが必要であることを低学年から徹底していきたい。」などの意見がありました。今後は、各校においていじめに係る校内研修を進めてまいります。報告は以上です。

教育長

2件目は、「児童生徒の活躍」についてです。詳細については学校教育課長が報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。児童生徒の活躍について報告します。

5月18・19日に開催された、安芸郡・江田島市中学校春季総合体育大会では、府中中学校は、サッカー部1位、卓球部、団体男子1位、団体女子1位、バスケットボール部、女子1位、男子2位、水泳部、400mリレー、男子1位、女子2位、緑ヶ丘中学校は、サッカー部3位、卓球部、団体男子2位、団体女子2位、バスケットボール部3位、ソフトテニス部、団体男子5位でした。6月15・16日に開催された、呉・賀茂地区中学校大会では、府中中学校は、サッカー部1位、卓球部、団体男子3位、緑ヶ丘中学校は、卓球部、女子5位、バレーボール部、男子ベスト8でした。6月23日に開催された広島県中学校体操競技選手権大会では、緑ヶ丘中学校は、個人1位、そして8月4日に島根県で開催された中国中学校体操競技選手権大会では、個人総合4位となり、8月19日から21日に新潟県で開催された全国中学校体操競技選手権大会に出場しました。7月14日、20日から21日に開催された広島県中学校サッカー選手権大会では、府中中学校は1位となり、8月2日に山口県で開催された中国中学校サッカー選手権大会に出場しました。7月20日から21日に開催された広島県中学校水泳競技選手権大会では、緑ヶ丘中学校は、女子200m背泳ぎで第3位となり、8月2日から3日に鳥取県で開催された中国中学校水泳競技選手権大会に出場しました。7月14日、20日に開催された広島県中学校卓球選手権大会では、緑ヶ丘中学校は、団体女子ベスト8でした。7月20日、27から28日に開催された、安芸郡・江田島市中学校夏季総合体育大会では、府中中学校は、サッカー部1位、バスケットボール部、男子2位、女子2位、緑ヶ丘中学校は、卓球部、団体女子1位、男子2位、個人男子1・2位、女子1・3位、サッカー部3位、バスケットボール部、男子3位、バレーボール部 女子3位でした。また、8月9日に開催された広島県吹奏楽コンクールでは、府中中学校が金賞となりました。報告は以上です。

教育長

3件目は、「修学旅行及び野外活動」についてです。詳細については学校教育課長が報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。修学旅行及び野外活動について報告します。

本日お配りしました「令和6年度修学旅行・野外活動」の日程表をご覧ください。まず修学旅行ですが、小学校6年生は1泊2日、中学校2年生は2泊3日で行います。現在、修学旅行を終了した学校は、南小学校、中央小学校、東小学校です。どの学校も予定通り実施することができました。今後、明日から北小学校、10月には府中小学校、12月には府中中学校と緑ヶ丘中学校が実施する予定です。続いて、野外活動ですが、小学校5年生が1泊2日で行います。明後日から東小学校が実施し、他の小学校については、10月中に順次実施する予定です。児童生徒は、普段、学校ではできない宿泊学習や集団活動、また、自然体験を通して、様々なことを学ぶことができます。

特に野外活動は、後期実施計画において、「体験活動推進事業」と位置付け、「自分にはよいところがあると思える児童の割合」85%を事業目標としていますが、令和3、4、5年度と目標値を達成しています。報告は以上です。

教育長

報告は以上です。「会議等」について、何かご質問等ございますか。

(な し)

教育長

「学校教育関係」に関しまして、特に「府中町教職員研究大会」のご感想等がありましたらお願いします。

神原委員

初めて教職員の研究大会に参加させていただいて、学校の先生方が普段どういう形でお話をされているのか、非常に興味深かったところがあったので、皆さんがグループに分かれて、いじめの問題にどう対応していくかという話をリアルに聞くことができて、すごく勉強になりましたし、もっと自分たちができることは何なのか考えさせられる機会になりました。

松本委員

私も参加させていただいたのは初めてで、講演を聞かれている先生方の真剣な眼差しを見たし、私自身も学ぶことができたと思いました。また、各学校に分かれての協議の時も、熱心に子どもさんについて語られている先生とか、そういう思いが耳に入ってきて、府中町の子どもたちって、こんなに思いのある先生方に愛情を注いでいただいて、また学べることって実はすごい幸せなんだな、すごい府中町の子どもたち良かったな、という風に感じております。先生方大変だとは思いますが、頑張っていたきたいなと思いますし、私も何かできることがあればと思います。

玉井委員

府中町の課題に即した、今本当にそういう話をさせていただき良かったなと思いました。組織的に、先ほども言われたんですけど、報告し合うっていうことが大事なことで、なんかなと思って。自分で取り込むんじゃなくて、やはり学年、学校というふうに組織の中で解決していかなくちゃいけないなということを思いました。その後、各学校で分かれて話し合いをした時に、真剣にお話されてましたし、若い先生が司会をしたりリードしていくっていう光景が、自分の学校は自分たちで動かしていくんだっていう気持ちが伝わってきて良かったなと思いました。ありがとうございました。

教育長

では次に参ります。日程第3、報告第3号「代理行為の承認について「付議事件に関する意見聴取について」」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。報告第3号、令和6年9月24日、「代理行為の承認について」、付議事件に関する意見聴取について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により次のとおり代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めます。

詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。報告第3号について説明します。

別紙をご覧ください。

令和6年第4回府中町議会定例会に提出予定の議案のうち、教育委員会関係分について、令和6年8月21日付けで府中町長から意見聴取の協議がありましたが、教育委員会会議を開催するいとまがなかったため、「教育長に対する事務委任規則」第3条第1項の規定により同意する旨代理し、令和6年8月22日付けで回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

それでは、議案の内容について、説明します。

付議事件1、第41号議案、府中町生涯学習センター条例の一部改正についてです。

議案資料の最後のページ、「第41号議案参考資料」をご覧ください。

1、改正の趣旨です。府中町生涯学習センターの大アリーナの一部を専用して使用する場合の使用料について、専用面積に応じた使用料の区分を拡充するため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。大アリーナを専用して使用する場合の使用料区分を次のとおり改正します。専用面積と1時間あたりの使用料を表でお示ししていますが、現行、使用にあたり、全面か2分の1専用の選択肢のみであり、使用料も全額か2分の1の額の規定のみとなっています。当該規定に加え、新たに3分の1専用及び6分の1専用ができる規定、並びに同規程に応じた、3分の1の使用料及び6分の1の使用料の規定を新設するものです。

本条例改正は、町立体育場の利用に端を発しています。建築後60年以上を経過した町立体育場は、老朽化が著しいことから、「府中町公共施設等総合管理計画」において、除却する旨定めています。現状、ビーチボールバレーや卓球、剣道など、様々なスポーツで利用されるとともに、利用率も非常に高い施設となっています。町立体育場の活動団体については、くすのきプラザ、府中公民館、現在建替え検討中の府中南公民館の3施設から移転先を選択し、活動を継続していただくことを基本としています。現時点では、くすのきプラザと府中公民館の2択となりますが、教育委員会では今年度から、活動団体と移転に係る個別折衝を始めました。そのうち、くすのきプラザ大アリーナへの移転を考慮した場合、2分の1専用未満の小規模スペースで活動可能な団体に関しましては、現行の使用方法は不便であり、移転折衝の支障になるものと考えられます。本条例改正により、当該支障の解消を図るとともに、一般開放のスペースも効果的に確保することが可能となり、有益な施設利用に結びつくものとなります。

3、施行期日等です。公布の日としますが、改正後の規定にかかわらず、施行日前に受けた使用の許可により府中町生涯学習センターの施設を使用する場合の使用料については、なお従前の例による経過措置を設けています。

議会では、本議案に対し町立体育場の活動団体数や「移転にあたっては柔軟な対応を」などの質問や要望がありました。なお、9月2日、本議案は原案どおり可決されました。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第3、報告第3号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

教育長

では次に参ります。日程第4、報告第4号「専決処分の報告について「教育委員会の職員の人事に関する事について」」を議題といたしますが、その前にお諮りします。

日程第4については、職員の人事に関する案件であるため、非公開が適当と考えます。非公開とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第4については非公開とします。
なお、資料は後ほど回収させていただきます。

(非公開)

教育長

では次に参ります。日程第5、第12号議案「府中町生涯学習センター条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第12号議案、令和6年9月24日、「府中町生涯学習センター条例施行規則の一部改正について」、府中町生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。

詳細な説明は、社会教育課長が行います。

社会教育課長

社会教育課長です。第12号議案について、説明します。

本改正は、先ほど、報告第3号において説明した「府中町生涯学習センター条例の一部改正」に関連する規則改正となります。

別紙裏面の新旧対照表をご覧ください。第7条から第9条までの改正は、字句等の整理を行うものです。別表第1は、冷暖房使用料の規定を改正するものです。府中町生涯学習センターの大アリーナについて、専用面積に応じた使用料区分を可能とする条例改正を行ったわけですが、冷暖房使用料も同様に、3分の1専用及び6分の1専用の際の額を新設します。改正文に額自体の記載はありませんが、全面専用で、1時間あたり2,040円と規定していますので、3分の1専用が680円、6分の1専用が340円となります。別表第2は、附属設備の使用料の規定を改正するものです。シャワーの使用料について、1回100円と規定しているところですが、くすのきプラザ開館以来徴収していないことから、現状に即し、この度規定を削除するものです。説明は以上です。よろしくお願いします。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第5、第12号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

教育長

では次に参ります。日程第6、第13号議案「令和5年度教育委員会事務点検・評価報告書について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第13号議案、令和6年9月24日、「令和5年度教育委員会事務点検・評価報告書について」、令和5年度教育委員会事務点検・評価報告書を次のとおり作成することについて、教育委員会の審議に付する。

詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。第13号議案について、説明します。

別紙をご覧ください。

「令和5年度教育委員会事務点検・評価報告書」の原案については、去る6月の協議会でご確認をいただきました。その後、7月5日に、評価員である広島大学大学院曾余田教授のヒアリングを受けましたが、いくつかの指摘がありました。9ページをお開きください。一例としてこの項目でご説明しますが、以下全項目にわたり同等の指摘となります。まず、「イ 取組と成果」「(ア) 取組」です。優先順位が高いと意識している取組から順に記載すること、町独自や新規の取組についてはその旨を明記すること、コロナ禍が明け活動を再開したことを強調することについて指摘がありました。次に、10ページの「ウ 自己評価」「所見」です。A～Dの評価の結果だけでなく、何ができて何ができなかったのか、評価に係る分析を行うことについて指摘がありました。次に、同じく10ページの「エ 課題と今後の方向性」についてです。教育委員会の考えだけでなく、議会や附属機関会議における発言を参考とすることについて指摘がありました。続いて、個別の指摘です。15ページをお開きください。「生涯各期に応じた学習機会の充実」についての項目ですが、家庭教育支援チーム「くすのき」の取組を記載すること、17ページの「芸術・文化の普及・振興」についての項目ですが、下岡田官衙遺跡をアピールすること、23ページの「令和5年度の総括」についての項目ですが、先ほどもございましたが、結果だけでなく分析を記載すること、について、それぞれ指摘がありました。また、社会教育事業は、各施設を点で捉えるのではなく、例えば各種講座の開催にあたり、図書館内に関連したコーナーを設置するなど、循環する形で連携されたいとの提言もいただきました。以上を踏まえて原案を修正するとともに、最終的な語句等の整理を行い、7月30日付けで評価員に送付し、8月29日付けで講評をいただきました。それでは、その講評について概要を説明します。25ページ「第6評価員の講評」をお開きください。中ほど、「ヒアリングを」で始まる3行の段落中、2行目の後半です。「令和5年度教育委員会事務点検・評価は適切であると判断します。」と講評をいただきました。また併せて、今後の課題も提起いただきました。中段以降を読み上げます。①学校教育の中心的な施策である「志を持ち未来へ挑戦する児童生徒の育成」において、児童生徒の主体的な活動、系統的なキャリア教育推進、学力向上、一人1台の端末の環境を生かした授業改善が目指されています。ここで目指されていることは各々に重要ではありますが、施策として何を柱としながら全体的な統一感や関連性をもってどこを目指していくのか、あらためて施策の論理やビジョンの明確化が必要だと考えます。②府中町のコミュニティスクールは、広島県内の先進事例として注目されていますし、これからのコミュニティづくりにとって非常に重要なものです。令和5年度には、新たな第一歩として、各学校を超えた研修会・交流会をおこないました。今後、こうした取組みが、単発的なイベントではなく、継続的かつ有機的なつながりへと発展していくことが大切です。そのためには、学校教育と社会教育とのさらなる連携、学びの活動をコーディネートする人材の育成や活躍の場の創出・環境づくりが大事となります。コミュニティスクールの次の段階の展開に向けて、府中町教育委員会として、どのようなビジョンを持ってどのように支援していくのかがあらためて問われていると言えそうです。教育委員会では、今回いただいたご講評を、今後の取り組みに活かしてまいりたいと考えています。

なお、この報告書については、議決をいただきました後、議会へ提出するとともに、町のホームページで公表を行います。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(な し)

教育長

ないようでございます。よって日程第6、第13号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決します。

教育長

では次に参ります。日程第7、第14号議案「府中町社会教育委員の委嘱の解除及び委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第14号議案、令和6年9月24日、「府中町社会教育委員の委嘱の解除及び委嘱について」、府中町社会教育委員の委嘱の解除及び委嘱について、教育委員会の審議に付する。

詳細な説明は、社会教育課長が行います。

社会教育課長

社会教育課長です。第14号議案について、説明します。

社会教育委員は、府中町社会教育委員条例において「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。」とされています。この度、家庭教育支援チーム「くすのき」を母体として委嘱を行っている、米田珠美委員から、辞職日を令和6年9月30日付けとする辞職承認願が提出されたため、同日付けで委嘱を解除することとし、後任に、同会から松浦美都子さんを委嘱するものです。任期につきましては、前任者の残任期間となり、令和6年10月1日から令和7年4月30日までとなります。なお、米田委員は現在、社会教育委員の会議の議長のため、議長不在となりますが、規定に基づき、田中副議長が職務を代理しますので、議事に影響はありません。説明は以上です。よろしくお願いします。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第7、第14号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決します。

以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午後1時37分)